

労働安全衛生分野における施策の紹介

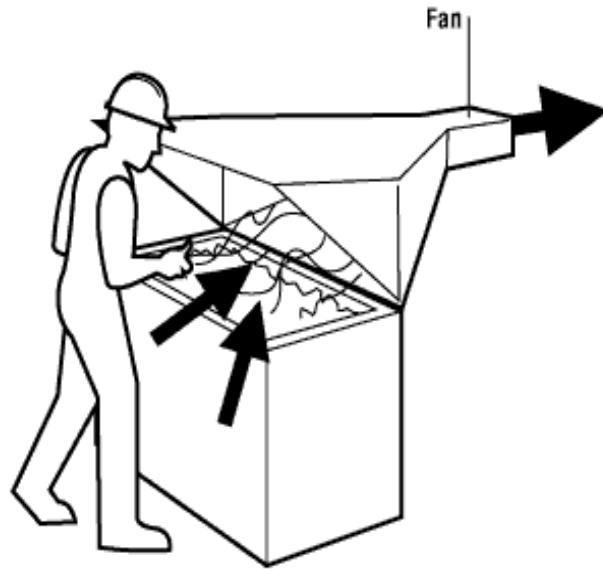
第13回化学物質と環境に関する政策対話

平成30年1月18日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課長

奥村 伸人

局所排気装置



市内の動物園



保護具



サファリパーク



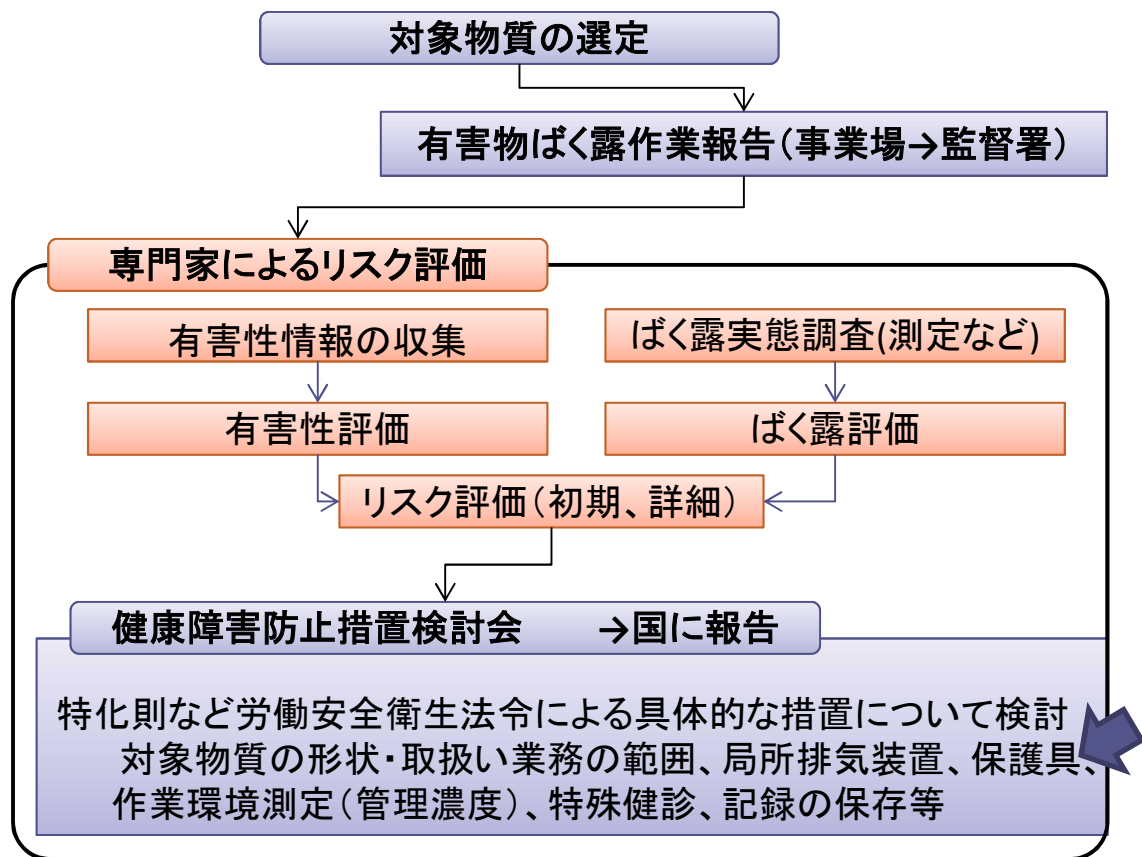
新たな物質（ばく露）への国の対応

- 1 安衛法令による健康障害防止措置対象（120物質）への物質追加
- 2 ラベル表示・安全データシートに基づく事業者によるリスクアセスメント対象への物質追加
（663物質＋全ての危険有害な物質）

特定化学物質障害予防規則に追加された物質

物質名	公布	施行
ホルムアルデヒド・1, 3-ブタジエン・硫酸ジエチル	2007.12	2008.3
ニッケル化合物・砒素及びその化合物	2008.11	2009.4
酸化プロピレン・1,1-ジメチルヒドラジン・1,4-ジクロロ-2-ブテン・1,3-プロパンスルトン	2011.1	2011.4
インジウム化合物・エチルベンゼン・コバルト及びその無機化合物	2012.9	2013.1
1,2-ジクロロプロパン	2013.8	2013.10
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)・クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン・ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン・テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン	2014.8	2014.11
ナフタレン・リフラクトリーセラミックファイバー	2015.8	2015.11
オルト-トルイジン	2016.11	2017.1
三酸化ニアンチモン	2017.3	2017.6

厚生労働省(労働基準局)の化学物質リスク評価制度

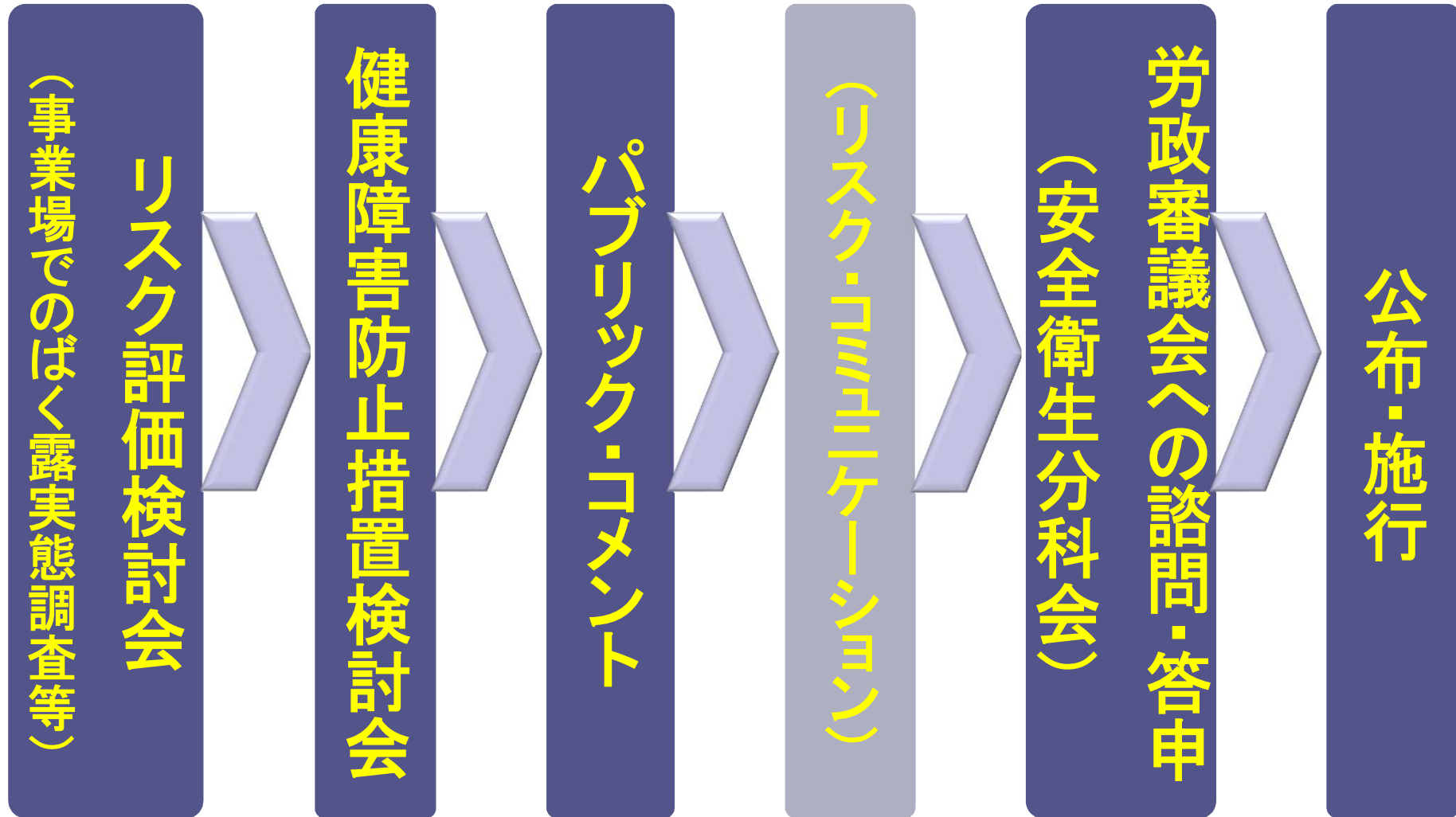


酸化チタンの検討経緯

- 平成21年度 有害物ばく露作業報告
- 平成22年度、23年度 ばく露実態調査
 - 塗料として使用する粉体塗装作業(ナノ粒子以外)、酸化チタン(ナノ粒子)を製造時のフルイ分け作業で高いばく露を測定
- 平成23年度 初期リスク評価
 - リスク高い
- 平成24年度 ばく露実態調査(ナノ粒子)
 - 日本産業精製学会の勧告値 $0.3\text{mg}/\text{m}^3$ (超微粒子)を上回る個人ばく露濃度を測定
- 平成25年度 ばく露実態調査(再追加・ナノ粒子)
- 平成27年度 詳細リスク評価(ナノ粒子)
 - リスク高い(最大ばく露量>二次評価値 $0.3\text{mg}/\text{m}^3$)
- 平成27年度ばく露実態調査(追加・ナノ粒子以外)
- 平成28年度 詳細リスク評価(ナノ粒子以外)
 - リスク高い(最大ばく露量>二次評価値 $1\text{mg}/\text{m}^3$ 吸入性粉じんとして)
- 平成28年度 健康障害防止措置検討会での検討開始
- 平成29年度 関係事業場へのアンケート実施。ヒアリング実施中

酸化チタン	生産量	用途	発がん性	2次評価値に採用した濃度勧告
ナノ粒子	13,490 t (2010)	化粧品、塗料、トナー外添剤、光触媒他	IARC:2B (2010)	日本産業衛生学会 $0.3\text{mg}/\text{m}^3$ (ナノ粒子として 2013)
ナノ粒子除く	173,904 t (2013)	塗料、印刷インキ、化粧品、着色料、製紙、歯科材料他	*ナノ、非ナノの別なし	日本産業衛生学会 $1\text{mg}/\text{m}^3$ (吸入性粉じんとして)

特化則等の改正における標準的な手続き



ヒアリングでの事業者からの意見・要望

- 規制については、高ばく露量でリスクの高い工程・作業に限定してほしい。
- 印刷インキ製品における酸化チタン(ルチル形・非ナノ・表面処理あり)は、樹脂等に分散した状態(液体状)にあるため、規制対象外が妥当と考える。
- 酸化チタンが措置の対象とされた場合、消費者に悪い印象を与え、風評被害による悪影響も懸念されることから、規制に関する情報の発信には細心の配慮をお願いしたい。

ヒアリングでの専門委員関心事項

- 酸化チタンには、表面処理品が種々あり、それぞれヒトへの健康影響も異なるのであれば、「酸化チタン」で一括りにはできないのではないかと。
 - それぞれの類型ごとの毒性についてのデータはあるか、コーティングは酸化チタンの表面積のすべてをカバーしているか否か、コーティングは、ヒトの体内ではがれ得るか否かなど
- 製造粉砕工程での粉じん発散、インキとして印刷された後の粉じん発散など、ライフサイクルを通じた粉じん発散はどうなっているか。



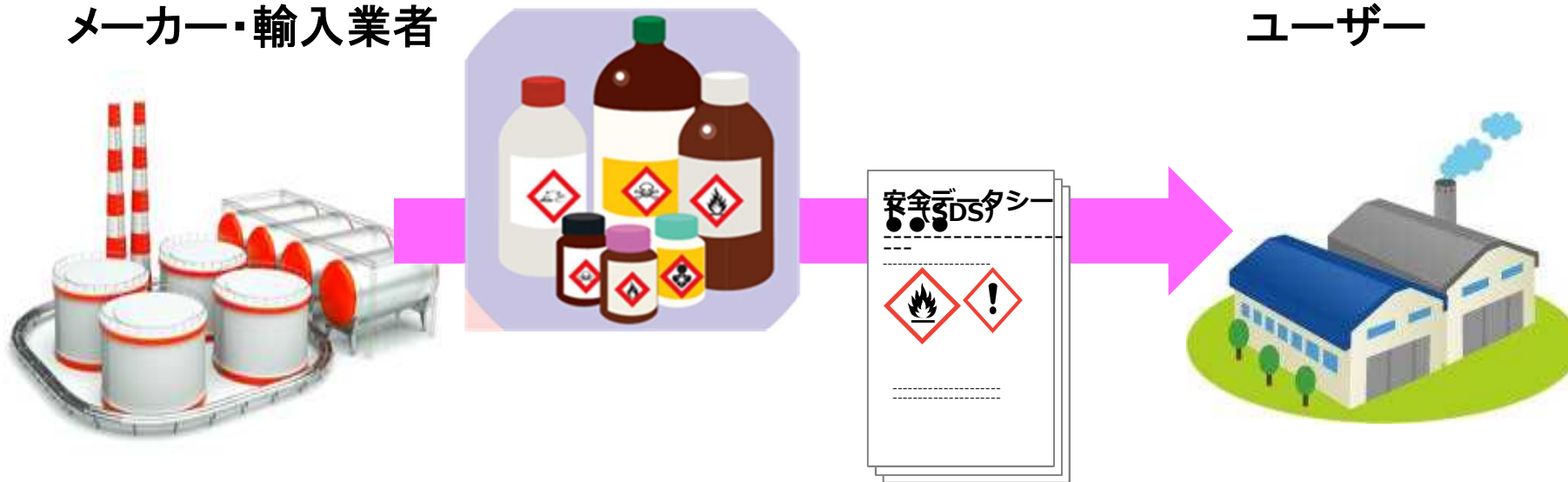
データ収集中

新たな物質（ばく露）への国の対応

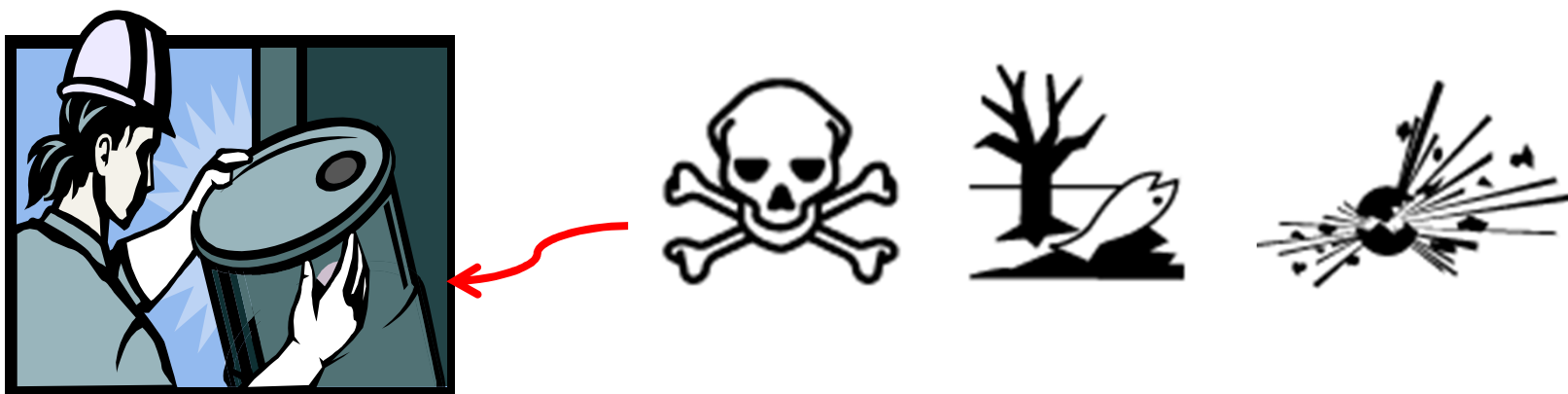
- 1 安衛法令による健康障害防止措置対象（120物質）への物質追加
- 2 ラベル表示・安全データシートに基づく事業者によるリスクアセスメント対象への物質追加
（663物質＋全ての危険有害な物質）

化学物質の危険有害性の通知(国際ルールGHS準拠)

メーカー・輸入業者



ユーザー事業場内での容器等への表示



GHS 危険有害性クラスと区分（強さ）に応じた絵表示と注意書き

<p>【炎】</p> 	<p>可燃性／引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など</p>	<p>【円上の炎】</p> 	<p>支燃性／酸化性ガス 酸化性液体・固体</p>	<p>【爆弾の爆発】</p>  <p>爆発物 自己反応性化学品 有機過酸化物</p>
<p>【腐食性】</p> 	<p>金属腐食性物質 皮膚腐食性 眼に対する重大な 損傷性</p>	<p>【ガスボンベ】</p> 	<p>高圧ガス</p>	<p>【どくろ】</p>  <p>急性毒性 (区分 1～3)</p>
<p>【感嘆符】</p> 	<p>急性毒性 (区分 4) 皮膚刺激性(区分 2) 眼刺激性(区分 2 A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分 3) など</p>	<p>【環境】</p> 	<p>水生環境有害性</p>	<p>【健康有害性】</p>  <p>呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分 1, 2) 吸引力呼吸器有害性</p>

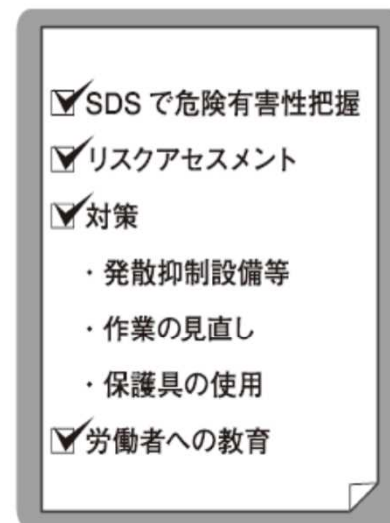
ラベルでアクション!



製品が来る



ラベルを見る



アクション
今すぐ**安全対策**